

静岡市

子ども関連施設出店事業補助金

【趣旨】

静岡市では、子育て環境の充実と中心市街地・商店街の活性化の2つを目的に、親子連れの受け入れに積極的な商店街と連携しながら、街に訪れる子育て世帯の利便性の向上や消費の喚起を促す施設整備等を行う事業者に対して、その費用の一部を助成します。

対象事業のイメージ



※静岡市の中心市街地に立地する商店街の空き店舗等

出店・整備



＜想定する店舗の例＞

- ◆子どもを対象とした小売店
- ◆ママカフェ等の飲食店
- ◆〇〇教室などのキッズ向け教育・技能関係施設 等

※対象店舗は上記に限りません。広くご提案ください。

＜利用者＞



子ども

(乳児、幼児、小中高生等)



子育て世帯

【申請の流れについて】

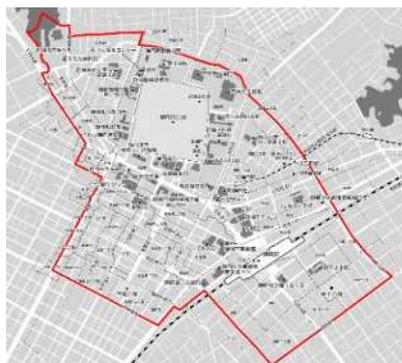
- 申請期間 令和7年4月14日（月）から5月16日（金）まで
- 申請方法 持参又はメール
- 採択方法
6月上旬頃に選定委員会を開催し採択事業を決定します。
- 事業期間 交付決定日から令和8年2月27日（金）までに完了(※)
(完了とは、補助対象経費の支払及び報告書の提出までをいいます。)
- お問い合わせ先
静岡市 経済局 商工部 商業労政課（商業・まちなか活性化係）
TEL:054-354-2306 メール：shogyo@city.shizuoka.lg.jp

子ども関連施設出店事業補助金の概要

- ◇補助対象者 個人事業主又は法人、商店街団体
(法人…大企業、中小企業の規模は問いません。)
- ◇補助対象事業 小売業・飲食サービス業・教育、学習支援業等
- ◇補助金の額
- ① ハード経費 補助率2/3 上限額400万
(ハード経費…改装費、備品購入費)
 - ② ソフト経費 補助率2/3 上限額100万
(ソフト経費…報償費、広告宣伝費、委託費、イベント費・イベントにかかるPR活動費)
- (上記ハード経費を伴うソフト経費) ①と②で最大500万
- ◇補助対象経費 ・報償費 ・広告宣伝費 ・委託費 ・改装費 ・備品購入費

- ◇申請書類
- (1) 交付申請書(様式第1号)
 - (2) 事業企画書(様式第2号)
 - (3) 収支予算書(様式第3号)
 - (4) 定款、規則、会則その他申請者の概要が確認できる書類
 - (5) 空き店舗が立地する商店街団体の代表者からの承諾書(様式4号)
 - (6) 空き店舗の位置図
 - (7) 空き店舗の改装の内容がわかる書類(図面等)
 - (8) 空き店舗の着工前の写真(外観、内観)
 - (9) 空き店舗の登記簿謄本の写し
 - (10) その他、必要があると認める書類

- ◇対象エリア 静岡市中心市街地活性化基本計画(静岡地区、清水地区)に定める中心市街地の区域に立地する子育て世帯の取り込みを図る商店街



中心市街地の区域(静岡地区)



中心市街地の区域(清水地区)